

益城町告示第113号

益城町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要項を次のように定める。

平成29年9月22日

益城町長 西村 博則

益城町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、有害鳥獣が農林産物に被害を及ぼすことを防止するために行う電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、鳥獣対策用資材（以下「電気柵等」という。）を設置又は購入する事業について町が補助金を交付することに関し、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 農林産物に被害を及ぼす野生鳥獣をいう。
- (2) 電気柵 電気牧柵器、電気牧柵線、がい子、杭、電気計測器、ネット等をいう。
- (3) 防護ネット ポリエチレンネット（ステンレス入り）、プランアンカ、杭、ロープ等をいう。
- (4) ワイヤーメッシュ柵 ワイヤーメッシュ、支柱、ステンレス結束線、アンカーピン等をいう。
- (5) 鳥獣対策用資材 花火、煙火、モデルガン、パチンコ等をいう。
- (6) 事業 有害鳥獣が農林産物に被害を及ぼすことを防止するため電気柵等を設置又は購入することをいう。
- (7) 対象区域 有害鳥獣による農林産物に対する被害が現に発生し、又は今後その発生が見込まれる町内の区域であって、早急に事業を実施する必要があると町長が認めるものをいう。
- (8) 補助対象者 町民のうち対象区域において農林産物を生産している

農林業者であるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、対象区域において事業を実施する補助対象者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する費用(人件費を除く。)に相当する額の2分の1以内とし、その額は1事業につき10万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、益城町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業に要する内訳書及び見積書

(2) 電気柵、防護ネット及びワイヤーメッシュ柵を設置する箇所の見取図及び写真

(補助金交付決定等)

第6条 町長は、補助金の交付申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに益城町有害鳥獣被害防止対策事業交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等申請)

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業について、内容を変更しようとしたとき、又は事業を中止しようとするときは、益城町有害鳥獣被害防止対策事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、町長は、その内容が適当であると認めるときは、益城町有害鳥獣被害防止対策事業補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、益城町有害鳥獣被害防止対策事業

実績報告書（別記第5号様式。以下「事業実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 町長は、前条により提出された事業実績報告書により、事業の成果について補助金交付決定の内容が適当であるか審査し、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、益城町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付請求書（別記第6号様式）による申請者の請求に基づき、補助金を支払うものとする。

（補助金の取消し）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、不正の手段により補助金の交付を受けたと認められた場合は、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該取消しに係る全部又は一部に関し、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。